

農地法第5条第1項第6号の規定による
農地転用届出書兼受理通知書

船橋市農業委員会会長

あて

令和 年 月 日

フリガナ 譲受人 フナバシヤクシヨ
株式会社 船橋市役所
フリガナ 譲渡人 フナバシハナコ
船橋花子
フリガナ 代表取締役 フナバシタロウ
船橋太郎

下記のとおり転用のため農地（採草放牧地）の権利を設定（移転）したいので、農地法第5条第1項第6号の規定により届け出ます。

1 届出者の住所	届出者	住 所					
	譲受人	船橋市湊町●丁目●番●号					
	譲渡人	船橋市本町●丁目●番●号					
2 土地の所在、地番、地目、土地所有者、耕作者等	土地の所在	地番	地目		面積	土地所有者	耕作者
	船橋市	湊町●丁目●番	田	田	800	譲渡人と同じ	譲渡人と同じ
計 800 m ²		(田 800 m ² 畑 m ² ・採草放牧地 m ²)					
3 権利を設定、移転しようとする契約内容	権利の種類	権利の設定移転の別	権利の設定移転の時期	権利の存続期間	その他		
	所有権・賃借権その他	移転・設定	受理通知後	永久年			
4 転用計画	転用の目的	宅地・駐車場・資材置場・道路・その他()					
	転用の時期	工事着工時期	受理通知後				
		工事完了時期	令和 5 年 12 月 15 日				
	転用の目的に係る事業又は施設の概要	建築物の名称	棟数	床面積			
建充分譲住宅		10	1F 50m ²	2F 50m ²			
5 転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	(1) 被害無し						
	(2) 防除施設	()					

第 5 号 の
令和 年 月 日
受 理 通 知 書

船橋市農業委員会会長 印

令和 年 月 日付で届出書の提出があった農地法第5条第1項第6号の規定による上記届出についてはこれを受理し、令和 年 月 日にその効力が生じたので、農地法施行令の規定により通知します。

○記載要領

- 届出は、市街化区域内の農地に限ります。
- 転用目的ごと（宅地・道路等）に届け出てください。
- 届出者が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名を、住所欄にはその主たる事務所の所在地を記載してください。
- 届出者や筆数が多数の場合は別紙を添付してください。
- 所有権移転を伴う農地法第5条の届出については、分筆後に届け出てください。例外的に、賃借権設定等で土地の一部を届け出る場合は、実測図を添付してください。
- 届出者が異なる場合や、持分割合が異なる場合は区分して届け出てください。
- 持分による所有権移転がある場合は、それぞれの持分を記載してください。
- 土地の登記事項証明書の住所と現住所が異なる場合は、住所の繋がりがわかる書類（住民票等）の3ヶ月以内の原本を添付してください。（法人の場合は法人登記の履歴事項全部証明書や住所異動の確認ができるもの）

○届出に必要な書類(各1部)

- 届出書（A4サイズ）
- 土地の**全部事項証明書**（法務局発行の3ヶ月以内の原本、インターネットにて取得・印刷したものは不可）
- 公図の写し（申請地を赤で囲む）
- 現地案内図（申請地を赤で囲む、都市計画図等1,500～2,000分の1程度）
- 窓口に来る方の官公署発行の写真付き身分証明書（運転免許証やマイナンバーカード等）
- 代理申請する場合は委任状（譲受人・譲渡人双方）及び代理人の身分証明書
※代理人が行政書士や司法書士の場合は、行政書士証票や司法書士会が発行する証明書でも可能です。
※事務所等の代理人の従業員が提出する場合は、写真付き社員証や行政書士補助者証（名刺・運転免許証は不可）をお持ちください。必要に応じて、事務所等に電話確認する場合がございます。
※法人が申請する場合、その法人の従業員が提出する場合はその法人の代表からの委任状は不要ですが、写真付き社員証（名刺・運転免許証は不可）をお持ちください。
必要に応じて、申請法人に電話確認する場合がございます。

○その他必要な書類

- 農地の貸し借りが行われている場合は、農地法第18条6項の規定による通知書
- 区画整理地内にある場合は、換地予定証明書（都市整備課等）
- その他、農業委員会が必要と認めるもの

○受理通知書の交付

書類に不備がない場合は、30分程度で交付いたします。